

「わかやま冬の交通安全運動」

12月1日（木）から12月10日（土）は「わかやま冬の交通安全運動」期間です！交通ルールの遵守に努めましょう！

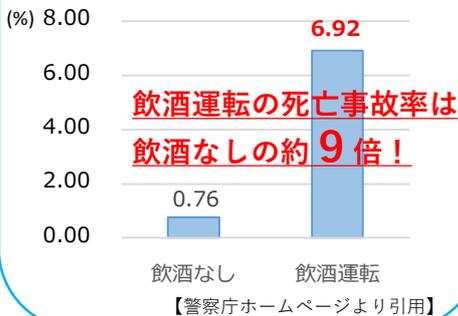
重点1

飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な犯罪であり、飲酒運転を行う運転者だけでなく、「車両の提供者」「酒類の提供者」「車両の同乗者」に対しても厳しい罰則が定められています。

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ちましょう。

死亡事故率比較（令和3年）



重点2

歩行者の安全確保

○サイン+サンクス運動
横断歩行者事故の抑止を目的とした運動です。

サイン

横断歩道を渡る時は、横断の合図（手を上げる動作とアイコンタクト）をして、運転者に横断する意思を伝えましょう。

サンクス

停止してくれた運転者に対し、会釈などで「ありがとう」の気持ちを伝えましょう。



重点3

自転車の安全利用の推進

○ヘルメットの着用

令和4年4月に道路交通法が改正され、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用することが努力義務化されます！

（公布日（令和4年4月27日）から1年以内）

全ての世代が対象！！



○自転車保険への加入

自転車利用者は安全な運転を心がけるとともに、万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

「犯罪被害者週間」

犯罪被害者、そのご家族、ご遺族の方は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後も様々な困難を抱えることになります。11月25日（金）から12月1日（木）の「犯罪被害者週間」をきっかけに、犯罪被害者等への理解を深めましょう。

生活上の問題

- ・引っ越し費用
- ・入院や通院による退職
- ・治療や裁判に費やす時間、費用

心身の不調

- ・感情、感覚のマヒ
- ・怒り、不安、自分を責める気持ち
- ・不眠、食欲不振、神経過敏



周囲の言動による傷つき

- ・マスコミの取材
- ・中傷や心無い噂
- ・安易な励ましや慰め

捜査・裁判等の負担

- ・事件の詳細説明の繰り返しによる心労
- ・出廷など不慣れな環境による精神的負担